

支部ニュース

2015 年 6 月 No. 499

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口 1-8-6-202
Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

●「戦争法」阻止のとりくみ

※「戦争法阻止に向けた東京法律事務所の取り組み&今後の予定」・・・・・・・・・・青龍美和子

※戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会主催の

「許すな！戦争法案5. 12集会」に参加しました・・・・・・・・・・鳥飼康二

※5月31日大田区でPeace Parade

を行いました！・・・・・・・・・・黒澤有紀子

※憲法運動・事務所交流会第2弾！！へのお誘い・・・・・・・・・・黒澤有紀子

●5・27盗聴法拡大・司法取引導入に反対する法律家デモ・・・・・・・・・・久保田明人

●袴田事件において警察が袴田巖氏と弁護人の接見を盗聴していた事実が判明・・・・・・・・戸舘圭之

●自民党本部、テレビ朝日、NHKに行ってきました！！・・・・・・・・・・萩尾健太

●労働法制改悪を許さない！「6・10学習交流集会」のお知らせと、

労働タブロイドの活用について・・・・・・・・・・三浦佑哉

●教科書採択にあたっての要請書をご活用化ください・・・・・・・・・・石島 淳

●若手弁護士へのメッセージと返書

※「月並みに言います。初心を忘れないで下さい。」・・・・・・・・・・坂井興一

※二上護先生へのお返事・・・・・・・・・・佐藤 宙

●新人紹介・・・・・・・・・・塚本和也

●事務所紹介・・ 練馬・市民と子ども法律事務所・・・・・・・・・・津田玄児

●幹事会日程

「戦争法」阻止のとりくみ

「戦争法阻止に向けた東京法律事務所の 取り組み&今後の予定」

事務局次長 青龍 美和子

1 東京法律事務所のとりくみ

東京法律事務所は、今年の5月GWに事務所を移転し、四ッ谷駅により近いたこともあり、引っ越し直後の5月12日昼休み、四谷駅前では1時間のロングラン宣伝を実施しました。できたてホヤホヤの団本部のリーフ「平和な戦後が終わる」を配りながら、弁護士と事務局の熱いリレートーク。ティッシュ無しでも受け取りはかなり良かったです。みんなよくわからない、だけど知りたいと思っているのだと思いました。いつもと違い「うるさい！」などのヤジも多く受けました。中には「お前ら攻められたらどうやって守ろうと思ってるんだ」と挑発してくるおじさんもいました。私もつい熱くなってその場で口論になってしまったのですが、「平和安全法制」という名前に惑わされ、あたかも日本が攻められたら守るための法案だと勘違いしている人が多いのだと思いました。

戦争法案が閣議決定された翌日の5月15日の夕方は、新宿区内の労働組合、民商、新婦人などでつくる「みんなの新宿をつくる会」で新宿西口で大宣伝。もともと学習会を予定していたのですが、岸松江元新宿区長候補が「学習している場合じゃない！」と喝を入れて宣伝となりました。17時30分から19時までで、総勢122名の参加で2900部の宣伝物を配付し、署名も259筆も集まりました。私もマイクを握り訴えさせてもらいましたが、これまでの宣伝での反応を受けて、今度の戦争法案は日本を守るものではない、日本が攻められてもいないのに海外に出て行ってアメリカの戦争に参加するものだということを強調しました。

その後、東京法律事務所9条の会では、これまで毎月9日に「9の日」宣伝をおこなってきましたが、8月まで毎月9日、19日、29日と「9のつく日」宣伝をおこなう予定です。民間の放送局で働く労働者の組合＝民放労連の事務所が近いので、いつも一緒に宣伝しています。5月29日の四ッ谷駅前昼休み宣伝では、団の「平和な戦後が終わる」リーフをティッシュに入れて配ったのですが、雨の中でも受け取りがよく、「がんばって」（年配女性）とか「こういうことやってくれてありがとう」（若い女性）と声をかける方、なかには、「職場で配ります」と言って、リーフをたくさん持っていつてくれた方もいました（若い男性）。この方は、宣伝の様子をスマホで写真に撮り、ツイッターで紹介してくれました。

今後もこの調子で、「みんなの新宿をつくる会」でも、6月18日はで四ッ谷練り歩き宣伝、7月13日は学習会をおこなう予定です。

2 またやります！事務所交流会&宣伝

4月14日に開かれた事務所交流会では、たくさんの方にご参加いただき、各地での活動や周りの反応など交流することができました。たとえば学校前で宣伝すると、子どもたちはほぼ全員ビラを受け取るという話はとても参考になりました。

この交流会の第2弾を6月16日(火)午後3時から開催します。国会の最新情勢を知り、前回から約2か月の間にさらに大きく広げられているであろう各事務所の運動について交流したいと思います。お互いが刺激しあって戦争法反対の声をますます広げる運動につなげていきたいと思えます。交流会後の午後5時から、飯田橋駅前宣伝もする予定です。ぜひ多くのご参加をお待ちしております！

さらに、6月22日(月)午後5時30分から、新宿アルタ前(新宿駅東口)で、東京支部として宣伝を行う予定です。こちらにもぜひご参加ください。 よろしく願いいたします。

戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会主催の「許すな！戦争法案5. 12集会」に参加しました

代々木総合法律事務所 鳥飼 康二

大型の台風6号が首都圏を直撃するとの天気予報の中、日比谷野外音楽堂には2800人を超える人々が集まりました(主催者発表)。

私の所属する代々木総合法律事務所からは、弁護士8名・事務局10名が参加しました。5月12日は、当初、当事務所の事務所会議でしたが、この集会の重要性に鑑み、事務所会議の日程を変更して、事務所をあげて集会に参加しました。

集会では、主催者挨拶、政党代表挨拶のあと、経済学者の暉峻淑子・埼玉大学名誉教授がゲストとしてスピーチされ、また、山岸良太・日弁連憲法問題対策本部長代行および清水雅彦・日本体育大学教授(憲法学)による連帯挨拶がありました。最後に、「戦争させない」「9条壊すな！」と表裏に書かれたプラカードを参加者全員が掲げて、威勢良くシュプレヒコールを行い、実行委員会の行動提起に応えました。

集会中は持ちこたえたものの、デモ開始直後から、天気予報がピタリと的中し、激しい雨と風が吹き荒れはじめました。デモ隊は、激しい風雨にひるむことなく(!?)、銀座周辺の繁華街を練り歩きました。参加された団員ほか関係者の皆さま、大変お疲れ様でした。

5月31日大田区でPeace Paradeを行いました！

東京南部法律事務所 黒澤 有紀子

5月31日、夏のような暑い日差しの中、当事務所の地元である大田区蒲田でPeace Paradeを実施しました。各団体への宣伝は勿論のこと、これまでの憲法カフェなどのつながりや、ママ友つながり、そして道行く方々への宣伝を行い、短期間での宣伝ではありましたが、約450名の方々に参加をいただきました。集会を行った後、蒲田駅周辺をパレードしました。

鳩の形やハート等の形をした沢山の風船を持ち、カラフルに楽しく練り歩きました。



した。

若者や小さなお子さん連れのパパ・ママの参加も多く、幅広く広められたことを実感したパレードでした。

各地域の取り組みをどんどん交流していきたいので、ぜひ6月16日の交流会にご参加をお願い致します！

憲法運動・事務所交流会第2弾！！へのお誘い

事務局次長 黒澤 有紀子

6月16日午後3時からの憲法運動・事務所交流会第2弾！！へのお誘い

去る4月22日、東京支部において、憲法運動・事務所交流会第1弾として、戦争法制学習会及び各法律事務所の交流会を実施致しました。各事務所から沢山の団員の先生方・事務局の方にお越しいただきました。田中隆団員の最新情勢を踏まえた学習会、そして、その後行われた各事務所からの憲法に関わる運動報告・意見交換により、各事務所がさらに頑張ろうと刺激を受けたことと思います(少なくとも私は各地域の取り組みを知り、目から鱗のこともありました！)。

安倍政権は、世論の声を無視し、5月15日に周辺事態法、自衛隊法など既存10法を一括して改正する「平和安全法制整備法案」と新設の「国際平和支援法案」を国会に提出し、これらは5月26日から本会議にて審議入りしました。

安倍政権は、これらの法案を成立させることにより、集団的自衛権の行使を可能とし、自衛隊がいつでも、どこでも、米軍やその同盟軍が行う戦争に協力し、軍事行動を行うことを可能としようとしています。

このような事態を受け、東京支部としても、国会情勢について共有し、今後の運動の進め方について改めて意見交換の場を持つ必要があると考え、憲法運動・事務所交流会第2弾を企画致しました！

6月16日午後3時から午後5時に団本部にて行われます！

ぜひ、各法律事務所からご参加をお願い致します。活発な意見交流を行いましょう！



５・２７盗聴法拡大・司法取引導入に 反対する法律家デモ

東京合同法律事務所 久保田 明人

５月２７日（水）１２時から、『盗聴法拡大・司法取引導入に反対する法律家デモ』（日比谷公園霞門～国会）を開催しました。多くの団員・事務員にご協力・ご参加いただきまして、誠にありがとうございました！

当日、デモへは約３００名（主催者発表）の団員・事務員にご参加をいただき、日比谷公園霞門から出発、「盗聴法拡大による監視社会を作らせないぞ！」「司法取引導入による冤罪づくりをさせないぞ！」などと元気にシュプレヒコールをして、国会請願へと向かい、国会議員とのエール交換をしました。



平日昼間にもかかわらず、団からのデモ参加お願いに対して多くの団員・事務員が集まり、行進する姿を見て、私自身、団員・事務員の意識の高さ・団結力・行動力を改めて実感しました（デモ先頭から振り返って見える長いデモ隊列は感動的でした！）。団主催のデモは、実に１０年ぶりのことです。

弁護士会や裁判所・官庁の職員、一般通行者に、法律家が盗聴法拡大・司法取引導入に反対していることを十分に示し、大きなインパクトを与えるとともに、盗聴法拡大・司法取引導入に反対する国会議員へは大きなエールとなったことでしょう。

「盗聴法拡大・司法取引導入を内容とする刑事訴訟法等『改正』案に法律家が反対していることを広く示す」というデモの目的は、無事達成できたと言えます。

法案審議の状況は予断を許しませんが、自由法曹団では、盗聴法拡大・司法取引導入の「改正」案の廃案に向けて活動していきますので、引き続き、ご協力いただければと思います。

お忙しいなか、ご協力いただきまして御礼を申し上げます。ありがとうございました。



袴田事件において警察が袴田巖氏と弁護人の接見 を盗聴していた事実が判明

戸舘圭之法律事務所 戸舘 圭之

1 弁護人との接見を警察が盗聴していた事実が発覚

袴田事件第二次再審請求事件即時抗告審において、検察官から開示された当時の取り調べ録音テープの分析を弁護団においてすすめていたところ、逮捕から5日目の昭和41年8月22日午後4時40分から約5分間、弁護人岡村弁護士と袴田氏の清水警察署における接見時の会話が録音（盗聴）されていたことが判明した。

袴田事件は、1966年に静岡県清水市で発生した味噌会社一家四人が殺害された強盗殺人、放火事件の犯人として死刑判決を受けた袴田巖さんが無実を訴え再審請求している事件であり、現在、第二次再審請求中である。静岡地方裁判所は、2014年3月27日に再審開始を認める決定と同時に死刑の執行停止のみならず拘置の停止まで認め、袴田氏は同日、48年ぶりに釈放され自由の身となった。

2 即時抗告審で明らかになった録音テープ

検察官から開示された取り調べ録音は、「袴田事件」と書かれた段ボール箱2箱に収納されたオープンリールテープ23巻からなる録音である。

そのうちの1巻の外箱に「8月22日 No.2 午後4時40分～45分 岡村弁護士」との記載があり、当該テープを再生してみたところ添付のとおり、袴田氏と当時の弁護人であった岡村弁護士との接見時の会話が録音されていた。

3 接見を盗聴することの問題性

勾留されている被疑者、被告人と弁護人の接見において、捜査機関に接見の内容を知られることのない権利が保障されている（秘密交通権、刑訴法39条1項、憲法34条前段）。

秘密接見は、弁護人と被疑者、被告人の意思疎通が萎縮することなく、有効な防御活動を行うために不可欠の権利であり、近年においては、捜査機関が弁護人と被疑者の接見の内容を事後的に被疑者に質問をすること自体が違法とされているほどである（福岡高判平成23年7月1日判例時報2127号9頁）。

接見内容を警察が盗聴する事態は、秘密交通権を根本から侵害するものであり、刑事司法制度の根幹を揺るがす重大な事態である。

4 接見盗聴が明らかになったことの意味

今般、袴田氏と弁護人の接見が盗聴されていたことが明らかになったことにより、当時の静岡県警が、違法に違法を重ねて無実の袴田氏を犯人へと仕立て上げていったことがより一層明らかになった。静岡地裁再審開始決定は、「(捜査機関の捜査手法は、)人権を顧みることなく、袴田を犯人として厳しく追及する姿勢が顕著であるから、5点の衣類のねつ造が行われたとしても特段不自然とは言えない。公判において袴田が否認に転じたことを受けて、新たに証拠を作り上げたとしても、全く想像できないことではなく、もはや可能性としては否定できないものといえる。」と捜査機関による証拠のねつ造をはじ

めとする違法捜査を厳しく糾弾しているが、今回の接見盗聴の発覚はこれを裏付けるものといえる。

折しも、現在、史上最悪の改悪と評されている刑事訴訟法の改正が喫緊の課題となっており、憲法違反であることの明らかな盗聴立法の拡大が画策されている。袴田事件で明らかになった捜査機関による露骨な憲法違反が行われていたという事実は、これらの立法により憲法によって保障されていた被疑者、被告人の権利が歯止めなく侵害されてしまう危険性を強く示唆する。

弁護団としては、証拠のねつ造や接見盗聴など捜査機関の違法行為の連続により冤罪が生み出された事実を直視し、速やかに再審開始、無罪判決が出されるよう裁判所に対して一層の働きかけをしていくと同時に検察庁に対して速やかに即時抗告を取り下げるよう要請し、再審公判を早期に開始し無罪判決を確定させるよう強く求めていく所存である。

自民党本部、テレビ朝日、 NHKに行ってきました！！

事務局長 萩尾健太

2015年3月27日、テレビ朝日の「報道ステーション」のゲストコメンテーターをしていた古賀茂明氏は、同番組の放送中、同局の早川会長らの意向で「今日が最後（の出演）」「菅官房長官をはじめ官邸の皆さんからバッシングを受けてきた」と発言しました。

これに対して、自民党は、「クローズアップ現代」で「過剰な演出」が指摘されたNHKと併せ、両局の幹部を呼んで事情聴取をしました。

これは、言論・表現の自由に対する政権政党のあからさまな介入であり、到底許されません。また、それに応じた両局の幹部の態度も問題です。

ということで、自由法曹団東京支部は、本年5月14日付で後記の支部長声明を発し、各政党、報道機関、法律家団体に送付して執行しました。その中でも、当事者である自民党、テレビ朝日、NHKに対しては、5月21日に、支部三役が直接足を運んで声明を渡して要請をしました。

まず、永田町の自民党本部に行きました。アポ無しでは会わせない、と言われたので、自民党本部の門前で、広報の担当者に電話でアポを取り、4時過ぎに「報道局上級専門員」に面会することができました。

「報道局上級専門員」曰く「さっきまで情報関係の会議をやっていて、ちょうど、マスコミ関係者も来ていたんですよ」。道理で、マスコミの取材クルーが大勢自民党本部内をうろうろしていると思った。さすが広報の担当者だけあって、まず、自民党内の意見や言い分を、詳しく説明してくれまし

た。
“自民党にテレビ朝日とNHKを呼びつけたわけではなく、事情を伺いたい、と申し入れたら説明にきたのだ、それでも、政権与党がそうした対応をすれば、萎縮効果が生じることは分かっている。党内にも、政権与党だから、あんなことはせずに、批判されてもどんと構えていればいいのだ、という



意見も少なからずある、皆さんが心配されるのもわかる”などでした。

私たちは、“ただの心配ではなく、政権与党による介入であり違法なのだ”、と述べました。広報担当者は、当方の申し入れについて、広報本部長である馳浩に伝える、さらに谷垣幹事長にまで上がることもある、と言いました。

驚いたのは、自民党本部内のそこら中に、巨大な安倍首相の写真入りポスターが貼ってあったこと。党本部内に置いてあった東京弁護士会の会報に似た名前の自民党の月刊誌「りぶる」とのギャップを感じました。

その後、その足で、テレビ朝日とNHKに要請に行き、声明文を渡しました。テレビ朝日では総務局総務部長と法務部弁護士に申し入れをし、NHKでは広報局視聴者部副部長2名と面会しましたが、こちらは共に内容のある話は聞けませんでした。

このように、直接声明文を渡す活動は極めて重要だと感じました（事前のアポも大切ですね）。

政権与党による報道内容への介入を強く非難し、報道の自由を守り抜く声明

2015年3月27日、テレビ朝日の「報道ステーション」のゲストコメンテーターをしていた古賀茂明氏は、同番組の放送中、同局の早川会長らの意向で「今日が最後（の出演）」「菅官房長官をはじめ官邸の皆さんからバッシングを受けてきた」と発言した。

これに対して、自民党は、「クローズアップ現代」で「過剰な演出」が指摘されたNHKと併せ、両局の幹部を呼んで事情聴取をした。自民党は、放送法第4条3号に「報道は事実を曲げないですること」と規定されていることをその理由としている。

しかし、これは放送法の趣旨をねじ曲げた、言論・表現の自由に対する権力のあからさまな介入であり、到底許されない。また、それに応じた両局の幹部の態度も問題である。

すなわち、放送法は第1条2号でその目的を以下の通り定めている。「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」

さらに第3条には「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」と規定している。

これらは、戦前の日本放送協会が権力の宣伝機関になっていたことへの反省を踏まえ、放送局が権力から独立したものになるように、権力の介入を防ぐべく規定したものである。

自民党には「法律に定める権限」がないが、政権政党として総務省の有する放送免許の許認可権を放送局に意識させることとなるから、自民党による事情聴取は放送法第3条が禁止する「干渉」に当たることは明らかである。

そもそも古賀氏は本年1月23日の「報道ステーション」で「I am not ABE」と言った後、首相官邸から番組に抗議のメールが来たことを、朝日新聞の取材に対して明らかにしている。「菅官房長官を始め官邸の皆さんからバッシングを受けてきた」との古賀氏の発言は「事実を曲げたもの」には当たるとは言えない。また、「I am not ABE」と発言するような政権批判の言論を尊重することこそ憲法21条に規定する表現の自由の保障であり民主主義の基盤である。放送法4条2号は「政治的に公平であること」を規定するが、公平とは、日本国憲法の理念に合致することをいうのであり、古賀氏は日本国憲法の観点から安倍政権の人質問題への対応や報道への介入を批判したのだから、その言動は公平に合致すると言えるのである。

このような政権政党の報道への介入は、放送法および憲法に違反し、我が国の自由と民主主義を破壊

する暴挙である。自由法曹団東京支部は、戦前から自由と民主主義の実現を求めて活動してきた法律家団体として、自民党に対してこのような行為を二度と繰り返さないよう強く求めるとともに、報道各社に対して、こうした介入をはね退けて自主自律の立場にたった報道を強めて行くよう、要請するものである。

2015年5月14日

自由法曹団東京支部
支部長 須藤 正 樹

労働法制改悪を許さない！「6・10学習交流集会」のお知らせと、労働タブロイドの活用について

事務局次長 三浦 佑哉

1. 「6・10 労働法制改悪を阻止する学習交流集会」のお知らせ

5月12日、「生涯派遣」「正社員ゼロ」を可能とする労働者派遣法「改正」案が衆議院で審議入りしました。

しかし、厚生労働省の局長や担当者が、10月1日に施行される「労働契約申し込みみなし制度」に反対する経済界の意向を受け、与党議員らに、今国会で「改正」案を成立させて発動させないように文書で求めていたこと、これを塩崎厚労大臣は知っていながら容認していたことが明らかになりました。

塩崎厚労大臣は謝罪こそしましたが、全く反省の色はなく、派遣法「改正」案を今国会で成立させるという強い意向に何ら変わりはありません。

そこで、派遣法「改正」案成立を阻止する運動を更に更に盛り上げるため、2015年6月10日、団東京支部、東京地評・東京春闘共闘会議の主催で、派遣法改正反対に重点をおいた学習交流会を開催します。

派遣法「改正」案が成立すれば、派遣社員が激増し、ますます格差と貧困が広がります。絶対に改正を阻止しなければなりません！

多くの団員の参加をお待ちしております！

「正社員ゼロ」の派遣法「残業代不払い」容認の労働基準法改悪を許さない！労働法制改悪を阻止する学習交流集会

日時：2015年6月10日（水）

18時30分～

場所：東京労働会館7階 ラパスホール

講演：「労働者派遣制度がもたらす雇用改悪」

全労働省労働組合書記長 津川剛さん

その他、国会情勢報告、自由法曹団からの報告、フロア発言を予定しています。

2. 労働タブロイドの活用を！

先月、団東京支部は、東京地評とともに労働タブロイド（「はたらく仲間」号外）を作成し、一部の都内事務所に無償で送付いたしました。

各事務所から、「絵やグラフが多く使われていて大変分かりやすい。」、「説明もそれなりに詳しくなされていて勉強になる、学習会にも使える。」などと有難いお言葉を頂いています。また、「配り終わったけど、もうないの？」という声も多く頂いております。

そこで、この労働タブロイドの版下データを、希望者に対しては無償で提供することにしました。ご希望の都内事務所は、代々木法律事務所（03-3379-5211）の三浦佑哉弁護士までお問い合わせ下さい。

労働法制でなくとも、戦争法制や憲法の学習会等でも是非配布していただき、労働法制改悪の危険性を広く伝えて頂ければと思います。

頑張りましょう！よろしくお願いします！

紙面紹介
労働法制
学習版
E-mail: lapaz@chihyo.jp
URL: <http://www.chihyo.jp>

TOKYO
はたらく仲間
号外

共同編集：
東京地評・東京青連共闘・
自由法曹団東京支部

2015年4月20日
発行 東京地方労働組合
評議会(東京地評)

〒170-0005 豊島区南大塚2-33-10
東京労働会館
TEL 03(5395)3171
FAX 03(5395)3240

STOP! 安倍「雇用破壊」 国民がますます貧困化

安倍内閣は、2015年3月13日、2度度案になった労働者派遣法「改正」案を閣議決定し、国会に3度提出しました。派遣労働者に「生涯派遣」を強要し、正社員を派遣労働者に置き換え、「正社員をゼロ」にする大改悪法案です。

さらに、安倍内閣は、4月3日、労働時間法制を大改悪する労働基準法「改正」案を国会に提出しました。「過労死激増・残業代ゼロ」法案の高度プロフェッショナル制度の創設など、労働時間法制の根幹を解体する大改悪です。皆で力をあわせて、派遣法と基準法の改悪案を必ず廃案に追い込みましょう!!

神原定征 日本経団連会長の発言!

「残業代ゼロ」制度の導入について
「最終的にこの制度を実効性あるものにするには、年収要件の緩和や職種を広げる形にしないと行けない」
「制度は走り出したが、極めて限定した社員から始めるという認識だ」

4月6日記書会長の発言より

安倍「雇用改革」の全体像

- 1 「生涯派遣・正社員ゼロ」をもたらす労働者派遣法大改悪
- 2 「過労死激増・残業代ゼロ」を強要する労働基準法大改悪
- 3 解雇しやすく低賃金の「限定正社員」制度の創設
- 4 「カネで首を切る」解雇の金銭解決制度の導入

教科書採択にあたっての要請書をご活用化ください

事務局次長 石島 淳

今年7月から8月に全国で中学校教科書の採択が行われます。すでに教科書展示会が開かれ市民の意見を集め始めた地区もあります。「つくる会」系教科書は、現在審議されている戦争法案が目指す「戦争する国づくり」を教育の面から推し進めるものであり、ともにこの夏までの重要な争点となっています。

自由法曹団では、展示会でも活用できるリーフレットなど、この取り組みで活用できるツールを準備しています。支部では、その一環として教育委員会への要請書のひな形を作成しました。各採択地区ご

との要請行動でのグッズとしてご活用ください。

2015年度教科書採択についての要請書

●●区（●●市）教育委員会 御中

教科書は、子どもたちにとって大変重要な教材です。

その内容は「日本国憲法の精神に則り」（教育基本法前文）、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神」と、「他国を尊重し、国際平和の発展に寄与する態度」を養い（教育基本法2条）、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた」（教育基本法1条）人間を育てるものであることが求められます。

日本国憲法の精神とは「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と辺境を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。我らは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」というものです。

従って、教科書の内容は、戦争の反省を欠き、偏狭なナショナリズムが強調され、日本国憲法を蔑ろにするものであってはなりません。事実間違いがあってはならないことは当然であり、学問の到達に基づくものでなければなりません。

また、世界では多くの国で学校や教員が教科書を選んでいきます。国連も日本政府に対して「教科書採択についての教員の役割を尊重するように」と勧告しています。

日本では、独立行政委員会である教育委員会で教科書を採択する制度になっているのは、政治権力に左右されることなく、子供たちの直接指導に当たる教員や各分野の専門家の意見を尊重する公正な採択をなすことが求められているためです。

要請事項

- 1 日本国憲法を軽視し、過去の戦争を肯定するような教科書を●●区（●●市）の子供たちに使わせないでください。
- 2 教科書採択に当たって、世界の多くの国のように、教科書を直接使い指導する教員の意見を尊重し、公正・公平・公開を貫いてください。

住所：

名称：

若手弁護士へのメッセージと返書

「月並みに言います。初心を忘れないで下さい。」

東京南部法律事務所 坂井 興一

自分語りは内心忸怩たるものですが、まずは(団員になったこと)で、私の行路は時代の多数派感覚によるので、少数・3K扱いでシンドそうなみなさんとは自覚のレベルが違い、今にタイムスリップしても果たして同行出来たかは怪しいものですね。ご多分に漏れず当時の私も(如何に生きるか)に傾斜していたから、裁・団・検と三分された若手獲得競争で検察は悲鳴を上げ、在野でも窓口派では物足りない和新左翼諸君が旗揚げした中で幾分の迷いはあったでしょう。競り合いはその後、丙案導入や弁だけ大增員に繋がる人口問題となって行ったのですが、主体にとって肝心なのは然し、初心が続くかどうかで、自分の力になる仕事に事欠かず、安定した位置のある女性団員、先輩の稼ぎでビビッと来る活動に突っ込める男性団員ともホントに偉いかどうか暫くは白紙で、その意味で47年の酷使に耐えた私はエライのです。尤もそれぞれの政治的立場感覚のことは微妙且つ重要で、私的見聞事とともに去年の「古稀雑感」で触れましたが、要はお互い屈託・腹藏なく対応出来れば、我々も、もっと大きな力を発揮出来そうに思えますが如何でしょう。半世紀近くを経て、政権の対抗軸形成をも課題とする憲法決戦を迎え、そのことを強く感じます。ともあれ、凡人を自覚する方は、勝手気ままに流れない環境を選ぶ方が正解でしょう。様々な曲折を経て熟年の正念場に至ると、己の無事であることが幸運にも思えます。諸先達はそうした難路にもめげず、語れる業績を残しておられるが、気が散り易く小器の私は、他人のことにまで口出ししては煙たがられてしまいます。それ故、一筋の道を高みに達するまで続けられた方々をエライと思うのです。ともあれ、私らが民芸的手職人なら、今の若手の強みは集団取り組みの電撃的電腦作業の卓抜さで、グローバル世界でもやって行けそう。それも画一化してひとの息遣いさえ感じられない企業・渉外とは違って、私の好きなノンチェーンの居酒屋文化世界の佇まい。潰しの利かない単能工扱いの前者より、この方が人が寄って来ますって。チョットした人肌工夫、これが似合わない大手チェーンと違い、団は全国展開の強みを生業事業の分野まで広げられる筈です。みなさんはその意気込みで過当競争時代にしぶとく伍して行って下さい。めげずやってきた(私なりの歩み)は、東弁では民刑・人権・消費者など大抵の活動系委員会は勿論、会館建設・特定寄付・人事、また日弁連では民刑司法の同様のアレコレに養成・扶助・民訴や各種センターや編集主査、東弁期成会で当番幹事・人事・常任幹事。団では支部事務局長、支部・本部幹事、あと、労弁・青法協・日民協・司独で幹事など。概ね地域事務所では似てたと思いますが、地元発祥の太陽の会がらみのたーくさんのヤミ金事件、中小企業家同友関係・革新懇・9条、原発の会・大田品川文化の会、そして事務所統括主宰者等があるが、事務所も私も若かったのでお勤めしたもの。担当事件では、新日軽金品川君・グリコと湘南送電の本多君親子、自交・映演総連大映・早川鉄工・渡辺製鋼所・須網早大教授駆け出しの頃の桜工機倒産事件・日本特殊鋼・石井鉄工・荏原交通・高砂自動車・日本自動車・中華航空・日航地上・大雪山旭岳労災・東京新聞・東京個人タクシー組合、全商業等解雇・閉鎖のアレコレ。刑事では都職大田・立正大自治会。当番弁発足に係わっての委員会派遣事件や役員の義務としてのオームの他、強盗致傷での減軽猶予に道を開く法定刑減縮や何件もの殺人事件を担当している。その他では木村晋介さんと一緒にクリーニング業界全都集団詐欺被害事件、クレサラ諸事

件、高山俊吉リーダーの川村事件関連の出稼ぎ問題や、お手伝いの東京大空襲事件、陸前高田ふるさと大使。蒲田・羽田・鶴の木・山王・大森のマンション紛争等はハシリの頃から地元やマスコミも加わってどれも大変で、他、倒産・閉鎖・借地借家の集団事件・事件屋がらみのものは幾らでもあり、スタッフ的資質が乏しいと何でも屋になってしまうのが地域街弁の悩み。そして事務所経営責任では些か長過ぎたためか、オチヨクられはしても、実はこれが私の一番の功績でしょうが、ノーテンキの所員諸君が認めて呉れないので自分で書きます。(追記)時あたかも政府の言う「平和と安全法制」決戦論議の折、与太話だけでは気が引けるので付加します。語る話しが憲法に始まって憲法に収斂するものではあっても、私のはホントに怒ってるんですねと冷やかされる類のものです。教壇やノート・レジメだけの憲法講義では、今時説得力がありません。自身のカルチャ体験に触れての、歴史・社会・地政・人間のにおいや味のする話しであって欲しいのです。与那国の大人達には無理でしょうが、率直なら人生経験不足でも小学生安里君のように出来ること。まして駆け出しなりとも、紛争社会行動学実践中で「スレてないみなさん」ならきっと出来る筈です。

二上護先生へのお返事

三多摩法律事務所 佐藤 宙

私が弁護士登録をしたのは2013年12月。弁護士となって、約1年半が経とうとしている。いつまでも「若手」のままでは居られないと思いつつ、日々の仕事に悪戦苦闘しながら、まだまだしばらくは、「若手」として経験を積んでいかなければならないと実感している。

こんな私に対し、二上先生は、私の全人生以上の弁護士人生を歩んでおられる。まさにベテランの大先輩である。二上先生は、以前、私が現在所属している三多摩法律事務所に長年所属しておられ、その意味でも私の先輩ということになる。現在は、二上先生と私は異なる事務所に所属しており、共闘させていただいている事件こそないが、月に2回のテニスを一緒にさせていただいている。二上先生は、おおかたで穏やかなお人柄であり、しかもこの上なく謙虚な方である(テニスは、御年70歳を超えるベテランとは思えないほどパワフルなプレーをされるが・・・)。私は、このようなお人柄を持つ二上先生が、どのような弁護士人生を歩んでこられたのかについて、密かに興味を持っていた。そんなところに、二上先生からわれわれ若手に向けたメッセージが寄稿された。そこには、私が二上先生に抱いていたイメージとは必ずしも一致しない、激しい争議行動や運動を伴う事件に長年携わってきた二上先生と大衆の姿が書かれていた。私は、少々の驚きを覚えると共に、このような大変な事件の中で、二上先生は、静かに情熱を燃やし、しなやかに闘ってこられたのだろうことを想像した。

特に、日本電子争議事件についてのご経験については、身の引き締まる思いであった。会社が81項目にも及ぶ解雇理由を挙げて組合幹部を解雇し、徹底的に組合破壊を行った事件において、当時おそらく「若手」であった二上先生は、その解雇事由すべてに対する反論を担当するという大役をまかされ、見事にその大役を果たされたのである。私も、当時の二上先生に劣らぬよう、精進しなければならない。

先生が弁護士として歩まれてきた長年の間、社会には少なからず変化があり、弁護士として取り組む事件の様相にも変化があったことと思う。このような状況の変化に対応していく柔軟性はとても大切である。他方で、権力や大企業による大衆に対する攻撃が依然として存在する以上、大衆に寄り添い、あるいは、大衆の一員としてそれらに立ち向かい、闘っていく弁護士の存在は、時代の変化にかかわらず求められ続けるものである。むしろ、憲法問題、労働法制、貧困問題、教育問題など、安倍政権の暴走

政治により、戦後築かれてきた平和や民主主義が次々と、ものすごい早さで破壊されているいま、このような弁護士が存在はより求められているのかもしれない。昨今、上述の日本電子争議事件のような争議行動を伴う労働事件の数は多くない。これは、決して労働者の権利が保障される世の中になったからではない。むしろ逆であり、労働者が権利が侵害されても、声を上げがたい環境に置かれてしまっているからである。われわれ弁護士が、権利侵害の掘り起こしや、組合の組織化の促進などに積極的に関与していく必要がある。常に学び、真に時代の求める弁護士であり続けなければならない。

先生の寄稿は、次の一言で締めくくられている。「最後に、常に謙虚でありたいと願っています」。この一言に、二上先生のすべてが現れていると感じた。誰もが認める大ベテランであり、闘う強さをもお持ちでありながら、なお謙虚であり続けんとする先生をみて、自分もこのようにありたいと思った。

新人紹介

東京東部法律事務所 塚本 和也

はじめまして。昨年12月に弁護士登録し、自由法曹団に入団いたしました、塚本和也と申します。

(1) 弁護士を目指した理由

私の出身は島根県の隠岐島で、私が中学生のときは弁護士がいない地域でした。当時、私にとって弁護士は全く身近な存在ではありませんでした。弁護士は「社会の医者」だと見聞きしましたが、数時間も移動しなければ会うことができない弁護士は医者と比べて敷居が高いと思いました。そこで、私は市民に身近な弁護士になりたいと考えました。

また、大学進学の際に上京してから、路上生活者の方々への法律相談会に参加したり、伊藤塾で憲法を学び、布施辰治弁護士の映画を観たり、司法試験後に七月集会や青年法律家協会の勉強会に参加したりしました。これらを通じて、弁護士が多い都市であっても、憲法や法律に辿りつくことができない方々がいるという現状を知りました。そこで、人権問題に取り組む弁護士になりたいと考えました。

(2) 自転車旅

私は、学生時代、自転車部に所属し、自転車で全国47都道府県を旅しました。端っこの宗谷岬、波照間島、与那国島や、舗装路最高地点の乗鞍峠などにも行きました。走行距離は約3万キロメートルになります。

真夏に峠を上ったり、ゲリラ豪雨の中を走ったり、野犬に追いかけられたりしたときはすごく大変でしたが、自分の足で漕いで全国を走るということに、大きな達成感がありました。また、たくさんの人に出会い、地域のことを教えてもらったり食べ物を分けてもらったりと、大変お世話になりました。とてもとても楽しかったです。

司法試験受験後には、東日本大震災の被災地を自転車でまわりました。岩手や宮城の津波被害の大きさには衝撃を受けました。それ以上に大きな衝撃を受けたのが、福島原発事故被害です。まず、帰還困難区域には許可がないと入れないということで、浪江町の途中で警備員の方に止められ、阿武隈山地

を越えて二本松に行き、それからまた浜通りのいわきに戻りました。警備員の方が「線量」という普段聞きなれない言葉を何度も使っていたことが印象的でした。広大な範囲が汚染されたことを実感しました。そして、いわきから北上した富岡町には、津波に遭ったときの姿がそのまま残っていました。震災から2年半ほどが経ち、岩手や宮城の瓦礫はほぼ片付いていたことと比べ、大きな衝撃を受けました。

(3) 今後

私が大学の新入生るとき、大変お世話になった先輩に御礼を言うと、その先輩は「おれに感謝しないでいいから、後輩に同じようにして返してあげて。」と言われました。この考え方にとても感動し、今の私の考え方の基本となっています。私はこれまで恵まれた環境の下で、幸せに生きてきました。これからは、自由法曹団の先生方からいろいろなことを学び、市民に身近な弁護士になり、全力で社会に恩返ししていきたいです。特に、上記の経験と福島修習で学んできたことから、福島原発事故の被害救済が実現するように頑張っていきたいと思います。

また、修習中に15kgも太ってしまったので、ダイエットをして、ソフトボール大会も頑張ります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



事務所紹介 ・ ・ 練馬・市民と子ども法律事務所

練馬・市民と子ども法律事務所 津田 玄児

皆さん御存知でしょうか。練馬区は、23番目に出来た新しい区であり、その人口は本年5月1日時点で72万人（意外と弁護士が多く居住しています）に迫り、東京都で2番目に人口が多い区で、多摩地域や埼玉県にも接する広い地域です。しかし、これだけの人口がいるにも関わらず、私たちが当事務所の開所準備をしていた当時は、個人の法律事務所はありながら、複数名の弁護士による共同事務所はほとんどない状況でした。

そのような中、私たちは、市民と子どもと共に、「憲法」と「子どもの権利条約」の理念に基づいた、市民の暮らしの営みと安全、そして子どもの健康的な成長と発達の実現に貢献するために、練馬区・多摩地域・埼玉県をも含めた周辺地域の市民のさまざまなニーズに応える事務所、そして子どもたちの権利と幸福のために貢献する事務所として、東京で最初の「子ども」と冠のつく法律事務所を、2012年9月に開設しました。文字どおり、一般事件同様、子どもに関する事件に力を注いでいます。

国連の子どもの権利委員会が指摘しているとおり、現在の日本において、多くの子どもたちは貧困状態にあり、情緒的・心理的な幸福感が乏しい状況におかれている問題が大きくありますが、わが国には子どもを尊重して守り育てる、健全かつしっかりとした社会の仕組みがいまだ構築されておらず、虐待、いじめ、体罰、そして様々な少年事件など、子どもをとりまく問題は山積しています。このような社会背景にあって、私たちは、子どもたち1人ひとりの個性が尊重される社会を目指し、日々活動をしています。

東日本大震災の経験で明らかになったように、市民生活を安全に営むためのセーフティネットはいたるところで綻んでいます。私たちはそうした現実の中で、これまで築いてきた多くの方々との繋がりを活かし、市民と子どもが直面するあらゆる法律問題の解決にあたりたいと考えております。

現在、15期、56期、67期×2の4名体制ですが、引き続き事務所の拡大を視野に入れ、この地域特性を活かした自由法曹団員の事務所として、練馬・各周辺地域へ力を尽くして参りたいと考えておりますので、皆さまの温かいご支援をお願い申し上げます。



5 月幹事会会議議事録

参加者 12 名

1 東京都安全・安心まちづくり条例改正案

■東京都安全・安心まちづくり条例（2003 年成立）

→繁華街での規制

各地に同種条例が制定された

もともと、安全・安心条例があるところが犯罪が少なくなるわけではない

■2015 年「安全安心TOKYO戦略」と条例改正案

・都内の犯罪認知件数は減少。弱い人に犯罪が集中している

・特殊詐欺、女性・子ども、危険ドラッグを対象にした条例改正案

総論・地域社会での犯罪抑止機能がない→地域の力を強化

・青少年の規範意識が育まらない環境にある

→児童等の規範意識を醸成する

※治安なので、中心は警視庁になる

各論・女性・子ども：通学路 署長・学校等管理者の努力義務

→ストーカー、児童ポルノ規制になるのか？

危険薬物：都民等が販売情報を知った場合の通報努力義務

都内建物の販売等の供用禁止

建物提供者の相手方との約束義務

→プロ相手に効果あるか？

危険薬物：情報提供努力義務

都内建物の販売等の供用禁止

建物提供者の相手方との約束義務

■団としての取り組み検討

・メディアからは、規制強化した方がよいではないかということになる

・危険ドラッグなどを突破口にして通報義務が課されることが問題

・犯罪の情報提供を義務付けされることは、犯罪予防ではなく、捜査に関わることになる

・総務委員会 6 月 18 日から開始。6 月 24 日まで会期

・危険薬物や特殊詐欺への対応自体は支持得るはずだから、政党は最終的には政策判断→運動としての反対は難しいか

・団としては、法的問題点があるという内容の声明を団支部で提出する

その後、会派要請を行う

・6 月 1 日に都議団と協議して、今後の動きを検討する

2 情勢討議

■戦争立法

・5 月 26 日国会審議開始

・法律家六団体が相当運動している。

日弁連もその運動に事実上共同している

- ・メディアを押さえることがポイント

東京新聞、朝日、共同通信とも懇談している。毎日とは6月に予定

- ・民主党と連携、さらに維新の党との接触に力を入れている
- ・今後の予定

6月2日 法律家6団体院内集会

6月10日 国会議員要請

6月14日 憲法闘争全国集会@星陵会館

6月19日 団主催全国活動者会議 ※宣伝行動あり

- ・6月16日団支部憲法行動提起会の内容
 - ・各事務所が地元の運動を把握し、交流し、可能な限り一本化する
 - ・地元選出議員への要請
 - ・個人団員の運動の集約
 - ・東京支部での改憲対策本部の立ち上げ
 - ・行動提起～地元議員への要請など
 - ・各事務所に、地元での運動の集約報告をお願いする

■オスプレイ問題

- ・事故発生後、政府は運行停止の要請していない
- ・機体自体に欠陥がある
 - エンジンが切れたときに逆回転して軟着陸する機能がない
 - 飛行形態を変えるときに揚力がなくなる
- ・地域での反対運動を展開すべきではないか
- ・6月29日の幹事会前に横田基地見学

■労働

- ・派遣法改正 5月27日委員会審議始まった
- 5月28日委員会で、鷺見団員が参考人で説明する
- 団で意見書提出と緊急院内集会を開催。もともと、参加者は少なかった
- 支部の活動：6月10日 学習交流集会@地評
- 6月26日 街宣

■刑事

- ・盗聴法拡大・司法取引導入反対デモ 5月27日開催
- 団主催、参加者300名

■自民党のメディアへの圧力問題

- ・「政権与党による報道内容への介入を強く非難し、報道の自由を守り抜く声明」発表
- 5月21日、自民党・テレ朝・NHKに持参執行

■教科書

5月25日文教シビック 午後6時30分 参加者150名程度

5月27日エデュカス東京 7階午後6時30分

教科書展示会

→各展示場に行って育鵬社教科書反対のアンケート記入をするなど
日の丸君が代判決～採用拒否訴訟の一部勝訴
声明を提出する

■憲法行動センター 分担金の負担要請
了承する

■サマーセミナー
渡辺治先生に講師をお願いする方針

訂正

5月号支部ニュース（498号） 4ページの下から8行目 ・それぞれの地域で署名運動
をやっているがどのような署名をするか意見が対立。からは会場内での意見交換でした。
ご迷惑をおかけしました。



全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単です！**

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

＜保険料表＞

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間 満年齢	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

＜保険料表＞

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

		対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
支払対象外 期間 満年齢		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)